

8月26日（第1号）

平成25年第4回豊能町議会定例会会議録目次

平成25年8月26日（第1号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開会の宣告	……………	4
開議の宣告	……………	4
会議録署名議員の指名	……………	4
会期の決定	……………	4

（報告）

第5号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）……………	4
第6号報告	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件……………	4

（提案理由説明・質疑・討論・採決）

第42号議案	豊能町税条例改正の件……………	5
第43号議案	豊能町国民健康保険税条例改正の件……………	6
第44号議案	豊能町介護保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件……………	7
第45号議案	豊能町農地災害復旧事業の施行について……………	7
第46号議案	平成25年度豊能町一般会計補正予算の件……………	8
第47号議案	平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	10

（議案提案説明）

第1号認定	平成24年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	11
第2号認定	平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について……………	13

第 3 号認定	平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 5
第 4 号認定	平成 2 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 6
第 5 号認定	平成 2 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 7
第 6 号認定	平成 2 4 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 8
第 7 号認定	平成 2 4 年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	2 0
第 8 号認定	平成 2 4 年度豊能町水道事業会計決算の認定について……………	2 0
散 会 の 宣 告	……………	2 2

平成25年第4回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成25年8月26日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 橋本 謙司	2 番 井川 佳子
3 番 高橋 充徳	4 番 岩城 重義
5 番 小寺 正人	6 番 山下 忠志
7 番 永並 啓	8 番 竹谷 勝
9 番 福岡 邦彬	10番 秋元美智子
11番 平井 政義	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 田中 龍一	副 町 長 中井 勝次
教 育 長 石塚 謙二	総 務 部 長 内田 敬
生活福祉部長 木田 正裕	建設環境部長 石田 望
上下水道部長 高 秀雄	教 育 次 長 今中 泰行
消 防 長 西本 好美	会 計 管 理 者 川上 和博

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 乾 利昭	書 記 杉田 庄司
書 記 高橋 欣也	

議事日程

平成25年8月26日（月）午後1時開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 第 5 号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定） |
| 日程第 4 | 第 6 号報告 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件 |
| 日程第 5 | 第 4 2 号議案 | 豊能町税条例改正の件 |
| 日程第 6 | 第 4 3 号議案 | 豊能町国民健康保険税条例改正の件 |
| 日程第 7 | 第 4 4 号議案 | 豊能町介護保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件 |
| 日程第 8 | 第 4 5 号議案 | 豊能町農地災害復旧事業の施行について |
| 日程第 9 | 第 4 6 号議案 | 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件 |
| 日程第 10 | 第 4 7 号議案 | 平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件 |
| 日程第 11 | 第 1 号認定 | 平成24年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 第 2 号認定 | 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 第 3 号認定 | 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 第 4 号認定 | 平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 第 5 号認定 | 平成24年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 第 6 号認定 | 平成24年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 17 | 第 7 号認定 | 平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 18 | 第 8 号認定 | 平成24年度豊能町水道事業会計決算の認定 |

について

開会 午後1時00分

○議長（福岡邦彬君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第4回豊能町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中における写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番・橋本謙司議員及び2番・井川佳子議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月6日までの12日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月6日までの12日間と決定いたしました。

日程第3「第5号報告 専決処分の報告

の件」の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

それでは、第5号報告、専決処分の報告の件について御説明申し上げます。

豊能町立東能勢中学校体育館の裏側の学校敷地内での草刈り作業中に係る事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年7月5日に専決処分いたしました和解及び損害賠償について、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

専決第10号、事故の概要でございますが、平成25年6月15日、土曜日、午前10時50分ごろ、東能勢中学校体育館の裏側の学校敷地内において教職員が草刈り作業中に、草刈り機の刈り刃が小石をはね飛ばし、隣接する相手方所有の家屋に当該小石が当たり、1階のガラス戸を損傷させたものでございます。

相手方は、豊能町余野176番地、高田春好さんです。

和解の内容は、町の過失割合を100%とし、相手方所有家屋のガラス戸の修理費用2万3,000円を損害賠償金として相手方に支払うもので、平成25年7月5日に和解いたしました。

再三の、中学校での事故につきまして、まことに申しわけございません。今後につきましてですが、草刈り作業も、各学校に草刈り機を配置しておりますので、草刈り機の危険性、事故についての注意点、それから草刈り業務の安全・安心の取り扱いについてマニュアル化をいたしまして、各学校へ改めて、誰でも見れるように周知させていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第4「第6号報告 教育に関する事

務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件」の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

それでは、第6号報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件を御報告申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し報告するものでございます。

点検・評価については、平成24年度に教育委員会において執行した事務・事業のうち、教育委員会事務局の目標設定により重点的に取り組んだものについて行うことを基本としております。

本年度、13項目について点検・評価を行ったものでございます。

点検・評価につきましては、それぞれの施策の概要・目標、平成24年度の取り組み状況とその成果、また残された課題と今後の対応について記載したものを調書としてまとめたものでございます。

また、同法第27条第2項の規定により、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることから、平成25年6月24日に、2名の学識経験者による聞き取り、意見交換を行った上で、意見または要望としていただいたものを報告書に記載させていただいております。

学校教育に関する内容につきましては、教育総務課から3項目、教育支援課から5項目の事務について、兵庫教育大学大学院学校教育研究科、大野裕己准教授から、社会教育に関する内容については、生涯学習

課及び図書館の事務5項目について、京都女子大学発達教育学部教育学科、岩槻知也教授から意見をいただいております。

それぞれの事務事業について、点検・評価を行った内容や、学識経験者からいただいた意見・要望などを踏まえ、さらなる教育施策の充実に取り組んでまいります。

なお、この報告書につきましては、今後、町のホームページ等で公表していくこととしております。

以上、簡単でございますが御報告とさせていただきます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第5「第42号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

それでは、第42号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、関係する政省令が改正されたため、本町においても豊能町税条例を改正し、必要な規定の整備を行うものでございます。

条例の主な改正点については、条例の概要説明資料により説明いたしますので、その概要説明資料のほうをごらん願います。

主な改正点は2つございます。

一つ目は、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度についての改正でございます。

特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に町外に転出された場合において、現在は普通徴収に変更することとなっておりますが、一定の要件のもと、特別徴収を継続することができるようになります。

また、年金所得に係る仮特別徴収税額を当該年金所得者に対して課した前年度分の年税額の2分の1に相当する額とするよう、

算定方法を見直すものでございます。

なお、この改正による本町の税収に及ぼす影響はございません。

二つ目は、金融・証券税制の改正等に伴う所要の規定の整備でございます。特定公社債等の利子等についても、納税義務者が申告した場合には所得割の課税対象とし、分離課税とすることができるようになります。また、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等についても、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象になります。これらの課税は、税務署に提出された確定申告書に基づいて行うもので、影響額は現時点では把握できませんが、本町の税収に大きな増減を及ぼすものではございません。

なお、施行期日は①の年金特別徴収制度の改正については、平成28年10月1日、②の金融・証券税制の改正については、平成29年1月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第42号議案は、原案のとおり

可決されました。

日程第6「第43号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第43号議案、豊能町国民健康保険税条例改正の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴う関係政省令の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

資料の概要及び新旧対照表をごらんください。

まず、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債等の利子が分離課税の対象とされることに伴い、国保税の課税の特例の規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されることに伴い、国保税の課税の特例の規定について、一般株式等と上場株式等の2つの項に分けて規定をするものでございます。

その他、公社債等の株式等に係る所得に対する課税標準の細目を定める規定について整理をするものでございます。

なお、附則として、この条例の施行は平成29年1月1日からとし、また経過措置として平成28年度までの国民健康保険税については、なお従前のとおりとするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「第44号議案 豊能町介護保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長(木田正裕君)

それでは、第44号議案、豊能町介護保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律による地方税法の延滞金の割合に関する規定の改正に伴い、介護保険及び後期高齢者医療の保険料の延滞金の割合を引き下げるものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表をごらんください。

現在、介護保険及び後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の割合については、納期限の翌日から1カ月間は年4.3%、1カ月経過後は年14.6%と定められています。これを、今回の改正で、納期限の翌日から1カ月間は、新たに定められた特例基準割合に年1%を加算した割合、1カ月経過後

は、特例基準割合に年7.3%の加算をした割合とするものでございます。

なお、附則として、この条例の施行は、平成26年1月1日からとし、経過措置として施行日以後の期間に対応する延滞金について適用するものでございます。

説明は以上です。御審議賜り決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福岡邦彬君)

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「第45号議案 豊能町農地災害復旧事業の施行について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長(石田 望君)

それでは、第45号議案、豊能町農地災害復旧事業の施行についての件について御説明申し上げます。

土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第88条第1項の規定により、豊能町営土地改良事業を施行することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、平成25年6月19日から20日までの梅雨前線豪雨により被災した農地の応急工事計画について、土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第88条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

事業名としましては、平成25年6月19日から20日までの梅雨前線豪雨による災害復旧事業でございます。

総事業費は73万円でございます。

事業施行場所は、豊能町川尻733番地1で、農地が1件でございます。

事業期間は、平成25年9月から平成26年3月とするものでございます。

事業内容は、平成25年6月19日から20日までの梅雨前線豪雨により被災した農地の復旧を行い、従前の効用を回復するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定賜りますようによりしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「第46号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

それでは、第46号議案、平成25年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをごらんください。

平成25年度豊能町一般会計補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,382万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,528万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、地方債の追加及び変更でございます。5ページの「第2表 地方債補正」をごらんください。

地方債の追加であります。7. 道路舗装事業の財源措置として、地方債を新たに発行するものでございます。

地方債の変更ですが、5. 臨時財政対策債につきまして、本年度の普通交付税の算定に合わせて発行可能額が確定したことに伴い、1,832万4,000円を増額し、限度額を4億3,282万4,000円に変更するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出から御説明申し上げます。1

4ページをお開きください。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の9. 障害者自立支援事業及び款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費の2. 成人健康増進事業ですが、ともに平成24年度事業費の確定に伴う償還金でございます。

次に、15ページの款4・衛生費、項2・清掃費、目1・塵芥処理費の2. 広域ごみ処理事業は、豊能郡環境施設組合に対する負担ですが、これは美化センター周辺安全化対策事業として、施設内の調整池の水処理装置の更新や、能勢高校農場の西池の改修等を行うものでございます。

次に、款8・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路舗装費の1. 道路舗装事業ですが、本年度の国交付金が当初見込みより多く交付されるため、来年度以降の計画を前倒しして、光風台環状線の舗装工事を施行するものでございます。

次に、16ページの款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の5. 学校教育充実事業ですが、府補助金を活用し、エネルギー教育のための教材を購入するものでございます。

次の款13・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費、目1・耕地災害復旧費ですが、さきの第45号議案で御決定いただきました農地災害復旧事業を行うものでございます。

歳出の御説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

9ページへお戻りください。

款9・地方特例交付金及び款10・地方交付税ですが、いずれも交付額の確定に伴う補正でございます。

10ページをお開きください。

款12・分担金及び負担金、項2・分担金、目1・災害復旧費分担金ですが、耕地

災害復旧に係る受益者分担金でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金ですが、平成24年度事業費の確定に伴う交付でございます。

次に、11ページの項2・国庫補助金、目3・土木費国庫補助金ですが、歳出のところで御説明申し上げました光風台環状線の舗装工事に対して交付されるものでございます。

次に、款15・府支出金、項1・府負担金、目1・民生費府負担金ですが、平成24年度事業費の確定に伴う交付でございます。

12ページをお開きください。

同じく府支出金の項2・府補助金、目9・教育費府補助金ですが、歳出のところで御説明申し上げました、エネルギー教育のための教材整備に対して交付されるものでございます。

次に、目10・災害復旧費府補助金ですが、耕地災害復旧事業に対して交付されるものでございます。

次に、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金ですが、今回の補正による財源調整として1億8,772万1,000円を減額するものでございます。

次に、13ページの項2・特別会計繰入金、目1・介護保険特別会計事業勘定繰入金ですが、平成24年度の事業費の確定に伴い、一般会計に繰り戻すものでございます。

最後に、款21・町債ですが、5ページの「第2表 地方債補正」のところで御説明申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

16ページ、教育費の学校教育充実事業ですけれども、これはエネルギーに関する教育支援事業府補助金を活用するということは、エネルギーに関する何かの授業をするのかなという感じなんですけど、もう少し具体的に、どういった教材を買って、それは対象はどの学年を対象にするのか、ただ教材を買ってどこか、書庫か何か、図書室か何かに置くのか、授業という形ですのか、ちょっともう少し詳しいことを教えてくださいませんか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

永並議員の御質疑にお答えいたします。

どういったものに使うかということで、まずは電気をテーマとしたエネルギーの教材ということで、小学校でも中学校でも電気の教育というカリキュラムは各学年の中に組み込まれておりまして、主に学校から必要として、教材ですので、上がってまいりましたのは、まず目に見えない電気、これをどういうふうに発電するのかというところで、手回し発電機、発電の仕組みを勉強してもらおう。それから、学校によっては、NHKがつくっております環境ビデオ、地球に優しい発電に関するビデオを購入して、発電のあり方をいろいろ、こういった発電方法がありますということで、発電や燃料について勉強するというのが主な内容でございます。大体1校当たり5万円というところで、6校中5校が、今、提案をいただいたところで、ちょっと1校は提案が出てこなかったというところで、5校のみ

でまとめさせていただいております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませつか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「第47号議案 平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第47号議案、平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）について、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、平成24年度の介護保険給付費負担金等の精算による国府等への償還金及び平成24年度介護保険料の余剰分の介護給付費準備基金積立金などによるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,232万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,068万1,000円とするものでございます。

それでは歳出より説明申し上げます。補正予算書の6ページをお開きください。

款5・基金積立金、項1・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金の2,727万6,000円は、平成24年度介護保険料余剰分の基金として積み立てるものでございます。

続きまして、款7・諸支出金、項1・償還金及び還付金、目2・国府等支出金償還金の1,584万3,000円は、平成24年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、国府等へ償還をするものでございます。

7ページの、同款の項2・繰出金、目1・一般会計繰出金の921万円は、平成24年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、一般会計に繰り戻すものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。5ページをごらんください。

款9・繰越金の5,232万9,000円は、平成24年度決算における繰越金でございます。

説明は以上です。審議いただき決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「第1号認定 平成24年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上会計管理者。

○会計管理者（川上和博君）

第1号認定、平成24年度豊能町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、その概要を述べ、提案説明とさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第23条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書をつけまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、平成24年度大阪府豊能郡豊能町一般会計特別会計歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書をお開き願います。決算書の5ページをお願いします。

歳入合計は、63億8,666万2,184円、歳出合計は61億7,164万2,852円でございます。差引残高2億1,501万9,332円でございますが、6月議会に御報告申し上げましたとおり、繰越明許費と継続費の予算繰越がございまして、翌年度へ繰り越すべき額6,435万2,070円を差し引きました再差し引き後の実質収支額1億5,066万7,262円の黒字となり、翌年度に繰り越すものでございます。

では、まず歳入から御説明をさせていただきます。

6ページから8ページになりますが、8ページの最下段の収入済額でございますが、63億8,666万2,184円で、予算現額に対しまして96.6%の収入率となっております。前年度と比較しますと1.3%の減となっております。不納欠損額は923万6,4

60円、収入未済額は1億2,451万7,064円となっております。

歳入の主なものとしまして、まず6ページの款1・町税でございます。平成24年度決算額は21億4,333万1,656円で、前年度と比べまして約9,436万円、率にして4.2%の減となっております。減の主な内訳としましては、固定資産税と個人町民税の減収が主なものでございます。

次に、7ページの款10・地方交付税でございます。決算額は19億8,816万6,000円で、前年度に比べまして4,407万2,000円、率にして2.3%の増となっております。

今申しました町税と地方交付税で、歳入のおおむね65%という比率になっております。

続きまして、款14・国庫支出金でございますが、決算額は2億8,534万2,634円で、前年度に比べまして20.9%と大幅な減となっております。これは、地域活性化交付金等の減額というものと、平成24年度の補正予算で事業化、歳入を見込みました事業が、ほとんど翌年度に繰り越したことによる歳入の減でございます。

続きまして、款15・府支出金でございますが、決算額は3億4,393万9,881円で、前年度に比べ、これも9.8%の減となっております。これは、平成23年度にございました緊急雇用創出事業が平成24年度はなかったこと、災害復旧費府補助金等が減額になったこと、それから選挙関係の委託金等の減でございます。

さらに、平成24年度決算の特色の一つとして、8ページの款18・繰入金がございます。基金繰入金は3年ぶりでございますが、消防庁舎新築に伴う公共施設整備基金から5,000万円を繰り入れており、また旧吉川公民館改修等の普通財産管理事業

等に充当するため、吉川財産区から5,666万6,803円を繰り入れております。

最後に、款21・町債でございます。決算額は5億6,956万7,000円で、前年度に比べ17.4%の大幅な増となっております。これは、臨時財政対策債の一部を借り換えたことによる歳入の増でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして歳出でございますが、9ページから11ページでございます。

歳出合計は、11ページの最下段でございまして、61億7,164万2,852円でございます。予算現額に対する執行率は93.3%と、例年になく低い数字となっておりますが、これは予算繰越が3億1,749万4,000円あることによるものであり、不用額を見てみますと、1億2,455万2,148円と、前年度を下回る額となっております。

それでは、歳出の主なものでございますが、9ページの款2・総務費でございます。決算額は14億3,436万3,424円で、執行率98.8%、前年度に比べまして1.0%の増となっております。この費目におきましては、普通財産管理事業、住宅情報推進事業、西地区路線バス確保維持事業等が増額要因となったところでありますが、人件費事業、基金管理事務事業、無線システム普及支援事業補助金等が減額要因となっており、歳出の構成比率では23.2%が総務費の比率となっております。

続きまして、款3・民生費でございますが、決算額は14億6,509万8,663円で、執行率96.6%でございます。前年度に比べ1.6%の増となっており、民生費におきましては、障害者の福祉事業や介護保険特別会計繰入金等が増額要因でございますが、子ども手当の制度改正に係る費用の減が減額要因となり、前年度比1.6%の増

となっており、歳出の款別構成比率でいきますと23.7%を占めております。

款4・衛生費の決算額は、8億8,910万6,576円で、執行率は98.2%であり、前年度に比べ2.0%の増となっております。この費目におきましては、昨年度は、保健センター・豊悠プラザの統合整備事業、これが新たな事業でございましたのと、国崎クリーンセンターの運営事業負担金等が増額となっております要因であり、一方、豊能郡美化センター整理事業は減額となっております。

10ページの款8・土木費でございますが、決算額2億7,496万3,462円で、執行率は78.0%、額は前年度に比べ17.5%と、大幅な減でございます。この原因は、道路橋梁費の光風台大橋耐震化補強事業や、年度途中の補正予算で計上しました道路舗装事業費、これらが翌年度に繰り越したることによるものでございます。

続きまして、款9・消防費の決算額は、3億8,477万4,959円で、執行率は61%と低い数字でございますが、執行額は前年度に比べ5.4%の増となっております。消防費におきましては、昨年度は消防分団の車両の更新はありませんでしたが、消防庁舎の新築移転工事関係費、設計費、前払い金等の執行が、執行額の増額に寄与し、執行率の低率の原因となったのは、建設工事費の大半を翌年度に繰り越したることによるものでございます。

続きまして、款10・教育費でございますが、決算額7億8,713万1,930円、執行率97.1%で、前年度に比べ5.6%の減となっております。この費目におきましては、前年度から繰り越しましたスポーツ広場施設移転工事等の増加要因はあったものの、義務教育施設の耐震補強工事等の工事が前年度で終わったこと等により減とな

っておるところでございます。

最後に、款11・公債費でございますが、決算額7億552万6,956円、執行率は100%でございます。前年度に比べ29.1%の大幅増となっております。これは、歳入でも申しましたように、臨時財政対策債の一部を、借り換えを行っております。そのために繰上償還ということを行ったことによる増でございます。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定しております歳入歳出決算事項別明細書、それから実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、決算書の13ページから187ページに記載しております。あわせて、別冊の主要施策成果報告書もごらんいただきまして、御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第12「第2号認定 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第2号認定、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の概要を説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の193ページをごらんください。

歳入合計26億8,582万9,521円、

歳出合計 25 億 5,300 万 7,055 円で、差引残高 1 億 3,282 万 2,466 円を翌年度に繰り越すものでございます。

決算書の 194 ページ、195 ページをごらんください。

まず、歳入より説明申し上げます。款 1・国民健康保険税は、予算現額 6 億 4,590 万 8,000 円、調定額 6 億 4,925 万 2,973 円に対し、収入済額 5 億 8,160 万 8,192 円、不納欠損額 5 億 37 万 7,394 円、収入未済額 6,226 万 7,387 円でございます。

次に、款 2・使用料及び手数料でございますが、予算現額 25 万 1,000 円に対し調定額、収入済額とも 25 万 3,400 円で、これは保険税徴収に係ります督促手数料等であります。

款 3・国庫支出金は、予算現額 4 億 5,066 万 3,000 円に対し、調定額、収入済額とも 3 億 6,548 万 1,145 円であり、これは一般被保険者に係ります医療給付費等に対する国庫負担金補助金でございます。

次に、款 4・療養給付費等交付金ですが、予算現額 1 億 9,437 万 1,000 円に対し、調定額、収入済額とも 1 億 8,742 万 7,000 円で、退職者医療給付費並びに退職被保険者に係ります後期高齢者支援金相当額に対する交付金であります。

款 5・前期高齢者交付金は、予算現額 9 億 4,896 万 6,000 円に対し、調定額、収入済額とも 9 億 3,984 万 2,478 円で、これは 65 歳から 74 歳の被保険者に係る医療給付費のうち、全国平均を上回る分を交付金として交付されたものでございます。

款 6・府支出金ですが、予算現額 1 億 5,532 万 6,000 円に対し、調定額、収入済額とも 9,983 万 1,582 円で、これは一般被保険者に係ります医療給付費等に対する負担金と補助金でございます。

款 7・共同事業交付金は、予算現額 2 億 4,345 万 2,000 円に対して、調定額、収入済額とも 2 億 182 万 4,273 円で、これは 1 件当たり一定額以上となる保険給付に対し、大阪府内の保険者が共同で負担し合うことにより、保険財政の安定化を相互に図ることを目的とした交付金でございます。

款 8・繰入金ですが、予算現額 1 億 1,471 万 4,000 円に対し、調定額、収入済額とも 1 億 897 万 6,428 円で、これは一般会計からの繰入金であり、保険基盤安定繰入金等でございます。

款 9・繰越金は、予算現額 1 億 3,026 万 3,000 円に対し、調定額、収入済額とも 1 億 9,689 万 8,694 円で、前年度からの繰越金でございます。

款 10・諸収入は、予算現額 57 万 9,000 円に対し、調定額、収入済額とも 368 万 6,329 円であり、これは第三者行為損害賠償金及び延滞金等の収入でございます。

款 11・財産収入は、予算現額 1,000 円でございますが、収入はございませんでした。

次に、歳出について説明を申し上げます。

196 ページ、197 ページをごらんいただきます。

款 1・総務費でございますが、予算現額 3,330 万 5,000 円に対し、支出済額 3,230 万 7,436 円で、この経費は職員の人件費と国民健康保険事務事業の管理運営費、保険税の賦課徴収等の事務及び国保運営協議会に要した経費でございます。

款 2・保険給付費は、予算現額 19 億 3,424 万 9,000 円に対し、支出済額 17 億 5,916 万 6,780 円で、療養諸費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款 3・後期高齢者支援金等は、予算現額 3 億 1,966 万 8,310 円に対しまして、支出済額 3 億 1,966 万 5,779 円で、これは 75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険制度の医療給付費のうち 4 割に相当する額を 75 歳未満の世代が支援するために各医療保険者に義務づけられた経費でございます。

款 4・前期高齢者納付金等は、予算現額 39 万 1,000 円に対し、支出済額 34 万 4,058 円で、高齢者の医療の確保に関する法律による納付金に要した経費でございます。

款 5・老人保健拠出金は、予算現額 1 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1 万 3,753 円で、この経費は老人保健法による拠出金に要した経費でございます。

款 6・介護納付金であります、予算現額 1 億 2,925 万 9,000 円に対し、支出済額 1 億 2,910 万 6,914 円で、介護保険法による納付金に要した経費でございます。

款 7・共同事業拠出金は、予算現額 2 億 6,647 万 1,000 円に対し、支出済額 2 億 5,335 万 5,149 円であり、この経費は保険財政共同安定化事業等に拠出した経費でございます。

款 8・保健事業費は、予算現額 2,180 万 7,000 円に対し、支出済額 1,631 万 7,806 円であります。特定健康診査及び保健啓発に要した経費でございます。

款 9・基金積立金、款 10・公債費につきましては、執行額がございません。

款 11・諸支出金は、予算現額 5,043 万円に対しまして、支出済額 4,272 万 9,380 円で、これは保険税の還付金、国等への償還金及び診療所施設勘定に繰り出した経費でございます。

款 12・予備費につきましては、執行額

はございません。

説明は以上でございます。御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第 13「第 3 号認定 平成 24 年度 豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第 3 号認定、平成 24 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の理由を説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第 23 条第 3 項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の 237 ページをごらんください。

歳入合計 1 億 870 万 2,938 円、歳出合計 1 億 336 万 3,083 円で、差引残高 533 万 9,855 円を翌年度に繰り越すものでございます。

238 ページ、239 ページをごらんください。

まず歳入でございますが、款 1・診療収入は予算現額 7,919 万 6,000 円に対し、調定額、収入済額とも 8,161 万 3,677 円で、これは内科、歯科の診療収入でございます。

次の款 2・使用料及び手数料は、予算現額 16 万 5,000 円で、調定額、収入済額とも 14 万 3,996 円となっております。これは診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款 3・寄附金につきましては、収入はございません。

款 4・繰越金は、予算現額 1,000 円に対し、調定額、収入済額とも 64 万 5,03

5円で、前年度からの繰越金でございます。

款5・繰入金は、予算現額2,513万6,000円に対し、調定額、収入済額とも2,570万7,500円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款6・諸収入は、予算現額70万1,000円に対し、調定額、収入済額とも59万2,730円であります。これは薬の容器代等の雑収入でございます。

次に、歳出について説明申し上げます。

款1・総務費でございますが、予算現額5,525万8,000円に対し、支出済額5,405万9,301円であり、職員人件費及び診療所の管理運営費に要した経費でございます。

次の款2・医業費は、予算現額4,239万5,000円に対しまして、支出済額4,190万8,152円で、これは薬剤費及び医療用の消耗器材等に要した経費でございます。

款3・公債費は、予算現額749万7,000円に対し、支出済額739万5,630円で、診療所建設起債に対する元金と利子の償還金でございます。

款4・予備費につきましては充当しておりません。

説明は以上でございます。御審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第14「第4号認定 平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第4号認定、平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

きまして、提案の理由を説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第23条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の263ページをごらんください。

歳入合計3億3,536万9,042円、歳出合計3億2,396万3,857円、差引残高1,140万5,185円を翌年度に繰り越すものでございます。

264ページをごらんください。

まず、歳入ですが、款1・後期高齢者医療保険料は、予算現額2億9,960万8,000円、調定額2億9,112万315円に対し、収入済額が2億8,754万3,596円、不納欠損額8万8,000円、収入未済額が348万8,719円あります。

款2・使用料及び手数料は、予算現額8万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4万2,400円で、これは保険料徴収に係ります督促手数料の収入でございます。

款3・繰入金は、予算現額4,006万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3,999万4,782円で、一般会計からの繰入金でございます。

款4・繰越金は、予算現額778万8,000円で、調定額、収入済額とも778万8,237円です。前年度からの繰越金でございます。

款5・諸収入は、予算現額4,000円で、調定額、収入済額とも27円でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。265ページをごらんください。

款1・総務費は、予算現額255万8,000円に対しまして、支出済額は250万8,214円で、これは賦課徴収事務に要した経費でございます。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金は、

予算現額 3 億 4,424 万 7,000 円に対し、支出済額 3 億 2,106 万 9,974 円で、これは保険基盤安定負担金及び保険料等収納額相当額の負担金であります。

款 3・諸支出金は、予算現額 50 万円に対して、支出済額 38 万 5,669 円です。これは保険料の還付金でございます。

款 4・予備費につきましては充当しておりません。

説明は以上でございます。御審議いただき認定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第 15「第 5 号認定 平成 24 年度 豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第 5 号認定、平成 24 年度 豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の 281 ページをごらんください。

歳入合計 15 億 8,351 万 8,475 円、歳出合計 15 億 3,119 万 4,244 円であり、差引残高 5,232 万 8,051 円を翌年度に繰り越すものでございます。

決算書の 282 ページをごらんください。

まず歳入でございますが、款 1・保険料、予算現額 3 億 6,377 万円、調定額 3 億 7,054 万 6,506 円に対し、収入済額 3 億 6,653 万 8,381 円、不納欠損額 110 万 6,196 円、収入未済額 290 万 1,929 円で、これは第 1 号被保険者による介護保険料収入でございます。

款 2・使用料及び手数料は、予算現額 6

87 万 4,000 円、調定額、収入済額とも 698 万 4,034 円で、これは新予防給付ケアマネジメント手数料及び介護保険料の督促手数料収入でございます。

款 3・国庫支出金は、予算現額 3 億 149 万 8,000 円に対し、調定額、収入済額とも 2 億 6,601 万 8,034 円で、これは介護給付費及び介護予防事業費等に対する国庫負担金補助金並びに交付金でございます。

款 4・支払基金交付金は、予算現額 4 億 2,601 万 9,000 円にしまして、調定額、収入済額とも 4 億 354 万 8,367 円で、これにつきましても介護給付費及び介護予防事業費等に対する交付金で、第 2 号被保険者保険料による交付金でございます。

款 5・府支出金は、予算現額 1 億 9,998 万 8,000 円に対し、調定額、収入済額とも 2 億 1,935 万 3,977 円で、これも介護給付費及び介護予防事業費等に対する府負担金並びに補助金でございます。

款 6・財産収入につきましては、収入はございません。

款 7・繰入金は、予算現額 2 億 6,642 万 2,000 円にしまして、調定額、収入済額とも 2 億 5,006 万 1,000 円であり、一般会計及び基金からの繰入金でございます。

款 8・諸収入は、予算現額 71 万 9,000 円に対し、調定額、収入済額とも 43 万 9,000 円で、地域支援事業利用者負担金等でございます。

款 9・繰越金は、予算現額 7,057 万 7,000 円に対し、調定額、収入済額とも 7,057 万 5,682 円で、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

284 ページ、285 ページをごらんください。

款1・総務費は、予算現額5,610万5,000円に対しまして、支出済額4,825万9,646円です。この経費は、介護保険事務事業の管理運営及び保険料の賦課徴収等の事務に要した経費でございます。

款2・保険給付費は、予算現額14億3,302万8,000円に対し、支出済額13億5,134万2,105円で、介護サービス費、介護予防サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料等に要した経費でございます。

款3・財政安定化基金拠出金は、大阪府に設置されております財政安定化基金に拠出する経費でございますが、前年度に引き続き平成24年度におきましても支出額はございません。

款4・地域支援事業費は、予算現額6,049万1,000円に対しまして、支出済額5,039万8,534円で、これは介護予防事業並びに包括的支援事業などに要した経費でございます。

款5・基金積立金は、予算現額6,656万3,000円に対し、支出済額6,498万4,821円で、これは介護給付費準備基金への積立金でございます。

款6・公債費につきましては執行しておりません。

款7・諸支出金、予算現額1,928万円に対しまして、支出済額1,620万5,318円で、これは介護保険料の還付金及び国府、支払基金等への償還に要した経費でございます。

款8・予備費につきましては充当しておりません。

説明は以上でございます。御審議いただき認定くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第16「第6号認定 平成24年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

第6号認定、平成24年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、決算書の325ページをお開き願います。

平成24年度豊能町下水道事業特別会計の決算は、歳入合計4億1,958万6,177円、歳出合計4億560万3,183円、差引残高1,398万2,994円となり、これを翌年度へ繰り越しをするものでございます。

歳出より御説明申し上げます。

336ページをお開き願います。

下水道総務費は、予算現額2,614万9,000円、支出済額2,494万7,035円、執行率95.4%であります。不用額は120万1,965円でございます。これは、下水道の事務管理に要した費用でございます。主なものは、報償費、各協議会の負担金、補償補填及び賠償金、償還金、積立金、公課費などでございます。

下水道維持管理費は、予算現額1億4,588万9,000円、支出済額1億3,146万7,946円、執行率は90.1%でございます。不用額1,442万1,054円でございます。これは、下水道の維持管理に要した費用でございます。主なものは人件費、施設運転に要する電気代、電話回線使用料、ポンプの人孔清掃業務、ときわ台中継ポンプ場の電気保安業務、同じく維持管理業務、流域下水道維持管理負担金、水道事業会計への負担金でございます。なお不用額は流域下水道維持管理負担金等の減によるもの

でございます。

338ページをお開きください。

下水道整備費は、予算現額6,056万5,000円、支出済額5,501万6,866円、執行率は90.8%でございます。不用額554万8,134円でございます。これは下水道の整備に要した費用でございます。主なものは人件費、ときわ台中継ポンプ場更新事業設計業務、管渠更正工事、流域下水道建設負担金などがございます。なお不用額は、負担金などの減によるものでございます。

340ページをお開きください。

公債費は、予算現額1億9,527万4,000円、支出済額1億9,417万1,336円、不用額110万2,664円でございます。内容は償還金の元金及び利子でございます。

342ページをお開きください。

予備費の執行はございませんでした。

続きまして、330ページをお開き願います。歳入について御説明申し上げます。

款1・分担金及び負担金の下水道負担金は、予算現額2,000円、調定額126万3,130円、収入済額ゼロでございます。収入未済額126万3,130円でございます。これは受益者分担金でございます。

款2・使用料及び手数料は、使用料で、予算現額2億2,295万9,000円、調定額2億4,068万6,122円、収入済額2億2,276万3,331円、不納欠損額11万8,401円、収入未済額1,780万4,390円でございます。これは下水道の使用料でございます。下水道手数料は、予算現額13万4,000円、調定額、収入済額とも17万3,000円でございます。これは指定工事店登録手数料と責任技術者登録手数料でございます。

款3・国庫支出金は、下水道費国庫補助

金で、予算現額300万円、調定額、収入済額とも300万円でございます。

332ページをお開きください。

款4・財産収入は、利子及び配当金で、予算現額50万1,000円、調定額、収入済額とも29万8,180円でございます。これは基金の利息でございます。

款5・繰入金は、一般会計繰入金で、予算現額8,911万2,000円、調定額、収入済額とも8,064万8,000円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。下水道建設基金繰入金は、予算現額1,697万7,000円、調定額、収入済額とも1,697万4,600円でございます。これは下水道建設基金からの繰り入れたものでございます。

款6・繰越金は、予算現額1,065万3,000円、調定額、収入済額とも1,065万2,920円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

334ページをお開きください。

款7・諸収入は、預金利子で、予算額1,000円に対して収入はございませんでした。雑入は、予算現額414万1,000円、調定額、収入済額とも416万7,486円でございます。これは排水設備工事調書代や総合賠償保険金等によるものでございます。延滞金・加算金及び過料は、過料として調定額、収入済額とも8,660円でございます。これは、未申請による使用により過料したものでございます。

款8・町債は、予算現額8,090万円、調定額、収入済額とも8,090万円でございます。内訳としましては、流域下水道債、下水道事業債、資本費平準化債でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御認定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第17「第7号認定 平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第7号認定、平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の347ページをお開き願います。

平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計の決算は、歳入合計1,078万5,986円、歳出合計1,078万5,986円でございます。

歳出より御説明申し上げます。

356ページをお開きください。

下水道費の下水道維持管理費は、予算現額589万1,000円、支出済額565万1,282円、執行率は95.9%でございます。不用額は23万9,718円でございます。これは下水道の維持管理に要した経費でございます。主なものは、修繕料で浄化槽のポンプ入れ替え、手数料で汚泥処理手数料、業務委託料で水質検査と浄化槽保守点検清掃業務などがございます。

下水道整備費の執行はございませんでした。

358ページをお開きください。

公債費は、予算現額513万5,000円、支出済額513万4,704円、不用額は296円でございます。これは生活排水処理施設整備事業に充当するため借り入れた起債の元金と利子の償還に要した経費でございます。

予備費の執行はございませんでした。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

す。

352ページをお開き願います。

款1・分担金及び負担金はございませんでした。

款2・使用料及び手数料は、予算現額191万2,000円、調定額211万2,312円、収入済額199万5,222円、収入未済額11万7,090円、これは生活排水処理施設使用料でございます。

款3・繰入金は、予算現額919万2,000円、調定額、収入済額とも879万764円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

款4・繰越金と、354ページの款5・諸収入はございませんでした。

以上でございます。よろしく御審議賜り御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第18「第8号認定 平成24年度豊能町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第8号認定、平成24年度豊能町水道事業会計決算の認定につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いするものでございます。

まず1ページの平成24年度豊能町水道事業決算報告書を御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款・水道事業収益は、予算額5億3,265万3,000円に対し、決算額5億2,370万2,858円でございます。内訳としまして、営業収益で4億6,818万7,227円、営業外収益で5,524万2,457円、特別利益で27万3,174円ござい

ます。

続きまして、支出でございます。

第1款・水道事業費用は、予算額6億4,680万6,000円に対し、決算額5億9,313万5,571円でございます。執行率は91.7%でございます。内訳としましては、営業費用で5億2,130万7,916円、営業外費用で7,135万9,339円、特別損失で46万8,316円でございます。

予備費の執行はございませんでした。

なお、収益的収入及び支出の詳細につきましては、3ページの損益計算書のところで御説明申し上げます。

続きまして、2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款・資本的収入は、予算額1億31万7,000円に対し、決算額6,998万1,002円でございます。内訳といたしまして、他会計繰入金4,778万1,002円、企業債で2,220万円、国庫補助金で100万円の予算額でございましたが、決算額はゼロでございました。

次に支出で、第1款・資本的支出は、予算額2億2,137万9,000円に対し、決算額1億9,014万2,897円でございます。執行率は85.9%でございます。内訳としまして、建設改良費で4,126万4,143円、企業債償還金で1億4,887万8,754円でございます。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,016万1,895円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものでございます。

続きまして、3ページの平成24年度豊能町水道事業損益計算書を御説明申し上げます。

なお、本ページ以降全ての財務諸表は消費税抜きの金額となっておりますので、よろしく御願申し上げます。

1の営業収益は、給水収益で4億4,549万1,912円、その他営業収益で41万8,550円、計4億4,591万462円でございます。

2の営業費用は、原水及び浄水費で1億5,344万6,800円、配水及び給水費で1億1,549万1,937円、総係費で4,518万2,427円、減価償却費で1億9,569万6,760円、資産減耗費はございません。計5億9,817万7,924円でございます。以上のことから、6,390万7,462円の営業損失となっております。

3の営業外収益は、受取利息で129万5,896円、口径別納付金で339万7,143円、他会計負担金で2,137万4,037円、他会計繰入金で2,642万747円、受託工事収益はございませんでした。財産収益で78万4,860円、雑収益で116万1,242円、計5,443万3,925円の収益でございます。

4の営業外費用は、受託工事費用はございませんでした。支払利息で5,592万4,502円、雑支出で325万4,537円、計5,917万9,039円でございます。

以上のことから、経常損失といたしまして6,865万2,576円となりました。

5の特別利益は、過年度損益修正益で27万3,174円でございます。

6の特別損失は、過年度損益修正損で44万6,017円でございます。

以上のことから、当年度純損失といたしまして6,882万5,419円となり、平成23年度の繰越欠損金3億6,907万3,947円を加えまして、平成24年度未処理欠損金が4億3,789万9,366円となりました。

続きまして4ページでございます。

平成24年度豊能町水道事業剰余金計算書を御説明申し上げます。

資本金の自己資本金は、平成23年度末残高12億8,843万8,918円であり、平成24年度の変動額は4,778万1,002円の増となり、平成24年度末残高は13億3,621万9,920円となりました。

借入資本金は、平成23年度末残高28億6,943万1,148円であり、平成24年度の変動額は1億2,667万8,754円の減となりますが、企業債の発行を2,220万円行い、企業債の償還を1億4,887万8,754円行った結果、平成24年度末残高は27億4,275万2,394円となりました。

剰余金の資本剰余金でございます。

工事負担金は、平成23年度末残高27億3,569万5,207円であり、平成24年度の変動額は21万9,739円の増となり、平成24年度末残高は27億3,591万4,946円となっております。

受贈財産評価額は、平成23年度末残高と同額の31億1,929万2,029円となっております。

国庫補助金も、平成23年度末残高と同額の4,093万1,000円となっております。

翌年度へ繰り越す資本剰余金合計は、58億9,613万7,975円となります。

次に、利益剰余金でございます。

減債積立金と利益積立金は残高がございません。

建設改良積立金は、平成23年度末残高と同額の2,420万円となっております。

未処分利益剰余金は、平成23年度の欠損金3億6,907万3,947円で、平成24年度の変動額が6,882万5,419円であり、繰越欠損金年度末残高は4億3,789万9,366円となっております。欠損金合計は4億1,369万9,366円となっております。したがって、資本合計は9

5億6,141万923円でございます。

平成24年度豊能町水道事業剰余金処理計算書(案)でございます。

資本金の当年度末残高は40億7,897万2,314円であり、処分額はございませんでしたので、翌年度繰越金は同額の40億7,897万2,314円でございます。

資本剰余金の当年度末残高は、58億9,613万7,975円であり、処分額はございませんでしたので、同額の58億9,613万7,975円を翌年度へ繰り越すものでございます。

未処理欠損金は、当年度末残高4億3,789万9,366円であり、処分額はございませんでしたので、翌年度繰越欠損金は同額の4億3,789万9,366円でございます。

なお、5ページ以降の豊能町水道事業貸借対照表以降の説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしく御審議賜りまして御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(福岡邦彬君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、8月27日午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうも長時間お疲れさまでございました。

散会 午後2時31分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

- 第 5 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 第 6 号報告 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件
- 第 4 2 号議案 豊能町税条例改正の件
- 第 4 3 号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 第 4 4 号議案 豊能町介護保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
- 第 4 5 号議案 豊能町農地災害復旧事業の施行について
- 第 4 6 号議案 平成 2 5 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 4 7 号議案 平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 1 号認定 平成 2 4 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 号認定 平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 3 号認定 平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 4 号認定 平成 2 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 号認定 平成 2 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 6 号認定 平成 2 4 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 号認定 平成 2 4 年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 号認定 平成 2 4 年度豊能町水道事業会計決算の認定について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 1番

同 2番